

平成24年第6回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年11月27日（火曜日）

議 事 日 程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定の件

第 3 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第 4 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度四万十町一般会計補正予算（第3号））

第 6 議案第107号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

第 7 議案第108号 四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第109号 四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

（第1号の追加1）

第 1 発委第13号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から追加日程第1まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2番	榎 野 章 君	3番	田 邊 哲 夫 君
4番	岩 井 優之介 君	5番	中 屋 康 君
6番	津 野 吉 得 君	7番	山 上 利 嗣 君
8番	緒 方 正 綱 君	9番	橋 本 保 君
10番	堀 本 伸 一 君	11番	林 健 三 君

12番 山岡義正君
14番 下元真之君
16番 森健吉君
18番 竹内常喜君
20番 宮地章一君

13番 吉村アツ子君
15番 下元昇君
17番 酒井祥成君
19番 岡峯久雄君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監(区域振興)兼十和太正支所事務長	左脇淳君	会計管理者	林正憲君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	宮地正人君	管財契約課長	仲治幸君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
建設課長	佐竹一夫君	環境課長	山脇一生君
町民課長	柴久幸君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	中岡全君
教育長	宮崎勲君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君
生涯学習課長	野村和弘君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	永尾一雄君	総務課財政班長	大元学君

太正総合支所

支所長兼地域振興課長	武内洋介君	産業建設課長	下藤広美君
------------	-------	--------	-------

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本順一君	産業建設課長	林久須男君
------------	-------	--------	-------

~~~~~

事務局職員出席者

|         |       |    |       |
|---------|-------|----|-------|
| 議会事務局長  | 田辺卓君  | 次長 | 武田枝里君 |
| 臨時事務補助員 | 西川香穂君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成24年第6回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、2番榎野章君及び14番下元真之君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、本日議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

本日の議会運営委員会によりまして、本日の臨時会の日程を本日1日のみと決定をいたしておりますので、ご報告をいたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日1日間であります。

お諮りします。

平成24年第6回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第6回臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 報告第11号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さんおはようございます。

それでは、報告第11号専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、町道で発生をいたしました自動車の物損事故について相手方との示談が成立をしたことによる、その損害賠償の額を決定した専決処分の報告でございます。

今回の事故につきましては、本年8月25日、町道大奈路中津川線におきまして、走行中の車両が山手からの落石により損傷したものでございまして、このたび修理費用として4万4,415円の損害賠償金を支払う旨の示談が被害者との間で成立をいたしましたので、その損害賠償について専決処分を行ったものでございます。

この損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 報告第12号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第12号専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、町有地で発生をしました自動車物損事故につきまして、相手方との示談が成立をしたことによる、その損害賠償の額を決定した専決処分の報告でございます。

今回の事故につきましては、本年10月14日、大正地区の大奈路補助グラウンドで草刈り作業中の跳ね石が駐車中の自動車に当たりまして、自動車が損傷したものでございます。このたび修理費用として2万7,300円の損害賠償金を支払う旨の示談が被害者との間で成立をいたしましたので、その損害賠償について専決処分を行ったものでございます。

この損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第5 承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分に付した平成24年度四万十町一般会計補正予算（第3号）につきまして、同法同条第3項の定めるところによりご報告を差し上げるとともに、議会の承認を求めようとするものでございます。

平成24年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員選挙の執行経費といたしまして、第1表に記載のとおり歳入歳出それぞれ2,650万円の追加計上を行ったものでございまして、これにより累計予算額は歳入歳出それぞれ157億7,090万円となっております。ご承認のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度四万十町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第４号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、承認第４号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第６ 議案第１０７号四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第７ 議案第１０８号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第８ 議案第１０９号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上議案第１０７号から議案第１０９号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１０７号四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第１０８号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第１０９号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上３議案につきまして一括して提案理由のご説明を申し上げます。

高知県人事委員会は、職員の給与実態及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行いまして、平成２４年１０月９日、職員の給与について所要の措置を講ずるよう勧告をしたところでございます。

その主な内容は、民間のボーナスとの均衡を図るため、期末・勤勉手当を０．０５月分引き下げることとされており、月例給につきましては、職員の給与が民間の給与を上回っていることが認められましたが、その格差は極めて小さく、改定はしないとされております。

今回の条例改正は、この勧告に基づきまして、一般職の職員給与及び町長等の特別職の特別給の支給月数の改定を行うべく所要の改正等を行うものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

まず１点目は、一般職の職員の期末手当の改定でございますが、平成２４年１２月期の

期末手当につきまして、支給割合を0.05月分引き下げ、1.325月分に改定しようとするものでございます。

また、平成25年度以降の期末手当につきましては、6月期の支給割合を1.2月分に、12月期の支給割合を1.35月分に改定して年間で2.55月分に改定するものでございます。

2点目といたしまして、町長等の特別職の期末手当の改定についてでございます。

特別職の期末手当につきましても一般職の改定に併せて年間の支給月数の改定を行うものでありまして、本年度12月期におきまして、支給割合を0.05月分引き下げ1.5月分とする改定を行い、年間の支給割合を2.9月分とするものでございます。ご審議の上ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第107号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第107号四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

これより議案第108号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０８号四万十町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１０８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０９号四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１０９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０９号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前９時４７分 休憩

午前９時５２分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議会運営委員長山岡義正君から発委第１３号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。その写しを配付しております。

お諮りします。

議会運営委員長山岡義正君から提出されました発委第１３号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第１として審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、発委第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 追加日程第1 発委第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは、発委第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、議員の期末手当について、人事院勧告等に基づき年間の支給月数の改定を行うものでありまして、本年度12月期におきましては支給割合を0.05月分引き下げ、1.50月分とする改定を行うものでございます。

お手元に詳しくは配付しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第13号四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第6回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前9時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員